

徳島県告示第四百八十九号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定に基づき、次の二に掲げる家畜の所有者に対し、次の四に掲げる消毒方法を実施すべきことを命ずる。

令和四年七月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 実施の目的

本県における緊急的な豚熱の発生の予防のため

二 実施する区域

県下全域の豚及びいのしし（以下「豚等」という。）を合計六頭以上飼養する農場その他家畜防疫員が必要と認める豚等を飼養する農場

三 実施の期日

令和四年七月二十九日から令和五年三月三十一日までの二百四十六日間

四 消毒方法

二の農場（豚等の畜舎及びその周囲、当該農場の外縁部その他家畜防疫員が必要と認める場所に限る。）への消石灰及び消毒薬の散布